

生徒会規約

さいたま桜高等学園生徒会

1 規約

前文

私たちさいたま桜高等学園生徒会は、民主的な学園生活の建設に向かって生徒会の活動を規律化し、より完全な方法で自治を図るためにこの規約を制定する。

第1章 総則

第1条 本会はさいたま桜高等学園生徒会と称する。

第2条 本会は会員が主体となって民主的に自治活動をなし、学校生活の経験を通して、公民性と社会性を養い、併せて生徒相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 本校に学籍をおく全ての者は本会の会員とし、教職員は本会の顧問とする。

第2章 機関

第4条 本会には次の機関をおく。

- 1 総会 代表委員会
- 2 本部役員会 委員会 ホームルーム 部活動

第1節 総会

第5条 総会は本会最高の議決機関である。

第6条 総会は会員の5分の1以上の要請があった時、または代表委員会、及び本部役員会が必要と認めた時に開くことができる。総会の成立は全会員の3分の2以上の出席を必要とし、議決は出席会員の概ね3分の2以上の賛成による。

第7条 総会は次のことを決める。

- 一 規約の決定並びに変更
- 二 予算及び決算の承認
- 三 本部役員会、各委員会、部の活動計画及び報告の承認
- 四 その他の必要事項

第8条 総会の正副議長は本部役員から選出し、記録、進行は他の役員がこれにあたる。

第2節 代表委員会

第9条 代表委員会は総会に次ぐ機関である。

第10条 代表委員会は本部役員及びホームルーム委員、各委員会委員長及び部長で構成、会長が必要と認めた時に臨時に開くことができる。

第11条 代表委員会の成立は構成員の3分の2以上の出席を必要とし、議決は出席者の過半数の賛成による。

第12条 代表委員会は次のことを審議決定及び執行する。

- 一 総会決定事項の処理
- 二 各種機関より提出された議案
- 三 その他必要事項

第3節 本部役員会

第13条 本部役員会は常務執行機関で、会長1名、副会長2名、書記1名、会計2名により構成する。

第14条 本部役員会は次のことを行う。

- 一 総会並びに代表委員会提出議案の作成
- 二 総会並びに代表委員会の決定事項の処理
- 三 本会運営に関する一切の事務
- 四 その他

第15条 本部役員任期は2月1日より翌年1月末日までの1年とする。

第16条 本部役員選出方法は別に定める。

第17条 本部役員の任務は次のとおりである。

- 一 会長は本会を代表し、本会の運営の長となる。
- 二 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその代理を務める。
- 三 書記は総会、並びに代表委員会の議事を記録保管する。
- 四 会計は本規約第4章の会計に関する任務を遂行する。

第4節 委員会

第18条 執行機関として委員会をおく。委員会は常任委員会及び特別委員会の2種類とする。

第19条 常任委員会の委員はホームルームより選出される。常任委員会の種類及び任務は次のとおりである。

一 ホームルーム委員会

ホームルーム運営における全般の任務、及び代表委員会への出席と運営

二 体育委員会

運動方面における本会諸行事の立案執行

三 図書委員会

読書活動における本会諸行事の立案執行及び学校図書への協力

四 広報委員会

広報活動における本会諸行事の立案執行

五 リサイクル委員会

リサイクル方面における本会諸行事の立案執行

六 衛生美化委員会

校内の美化、清掃、及び施設の営繕に関する諸事業の立案執行

七 保健委員会

会員の健康保持と保健的生活環境実現の立案執行

八 放送委員会

放送活動における本会諸行事の立案執行

- 第20条** 常任委員会の活動は、月に一度、部活動の時間に行うものとし、その他必要に応じて適宜開催することができる。
- 第21条** 特別委員会は必要な時に設置し、その目的達成後は解散する。例年設置する特別委員会として選挙管理委員会、予算検討委員会をおく。新たに特別委員会を設置する必要が生じた場合は、総会、または代表委員会で承認を得た上で設置する。
- 第22条** 選挙管理委員会は各学年より選出し、役員選挙一切の事務を取り扱う。
- 第23条** 予算検討委員会は本部役員、並びに各委員会、部の代表1名ずつで構成され予算立案執行に関する一切を取り扱う。
- 第24条** (平成21年5月22日 削除)
- 第25条** 委員会の役員として、委員長1名、副委員長2名、その他必要とする役員をおく。
- 第26条** 常任委員会の任期は4月1日より翌年3月末日までの1年とし、特別委員会の任期はその任務遂行終了までとする。

第5節 ホームルーム

- 第27条** ホームルームは本活動の基礎である。
- 第28条** ロングホームルームは週に1回開き、ホームルームの経営に関する必要事項の協議と、総会、代表委員会の決定した事項の執行をその主たる任務とする。

第6節 部活動

- 第29条** 部活動は、グループ活動により責任、寛容、協調などの精神を養うとともに、個性を伸ばし、社会的に有意義な文化活動を展開する。
- 第30条** 部の役員として、部長1名、副部長2名、その他必要とする役員をおく。

第31条 部活動の運営にあたっては、「部活動規約」に則り、各部で運営を行う。

第3章 顧問

第32条 会長は本会の運営にあたって、常に学校長と緊密な連絡を取り、その許可を得なければならない。

第33条 顧問は本会の正しい運営を図るために必要な措置を講ずる。

第34条 本会の顧問は次のとおりである。

- 一 本部役員会顧問3名以上
- 二 委員会顧問各2名以上
- 三 部顧問各2名以上
- 四 ホームルーム顧問各1名以上

第35条 本部役員会顧問は総会、代表委員会、本部役員会などの指導助言、対外交渉にあたり、うち1名が会計顧問としてその任にあたる。その他の顧問は担当機関に出席して指導助言を与える。

第4章 会計

第36条 本会の経費は会員の負担する会費、およびその他の収入をもってまかなう。会費等の変更は総会で決定する。

第37条 会計年度は4月1日より3月31日までとする。

第38条 現金の出納は全て顧問に委嘱する。

第39条 本会の予算は予算検討委員会で審議し、総会において決定する。

第40条 会計簿は公開とし、会計監査を2月以降に受ける。また、それを代表委員会に報告することを原則とする。なお、会計監査と同時期に購入物品の保管状況についても監査する。

第41条 部予算の細目変更は代表委員会の承認を得る。

第42条 会計監査は会計監査委員会を設置し、各顧問と共にこれ

にあたる。

第5章 壮行会

第43条 部活動などの本会活動において、関東大会以上の成績をおさめたものについては壮行会を開催する。

2 選挙規定

第1条 この規定は規約第16条に基づいて定める。

第2条 会員は、選挙権、被選挙権を有し、選挙は直接、秘密の投票を原則とする。

第3条 役員選挙に関する一切の事務を処理するため、選挙管理委員会を設ける。

第4条 選挙は1月に行い、選挙の期日は選挙管理委員会が告示する。

第5条 選挙は原則として次のとおり行う。

一 役員候補者は1名以上の推薦を必要とする。

二 立候補者は2学期終業式当日までに所定の用紙の交付を受け、必要事項を記入の上、担任を通じて選挙管理委員会に届けなければならない。

三 選挙管理委員会は届け出た立候補者の告示を3学期始業式後に行う。

四 選挙管理委員会は、任期中の本部役員で立候補しない者と、各学年から選出された委員とで構成する。

五 選挙管理委員は立候補することはできない。

六 立候補者は選挙管理委員会の指定する期日並びに場所で、自己の信条を演説、放送、文書等によって発表できる。

七 有効投票の最多数を得たものより定員までを当選者とする。

八 当選者の得票数が同数の場合は、その者のみ再投票を行う。

九 投票用紙は所定のものとする。

十 当選者は開票終了後、選挙管理委員会が告示する。

十一 候補者が定員の場合は記号式投票を用いる。当選者は有効投票の3分の2以上とする。

第6条 候補者数が定員に満たない場合は、選挙管理委員会が必要な措置をとる。

第7条 本部役員に欠員が生じた場合は補欠選挙を行う。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成20年7月8日から、施行する。

平成21年5月22日に一部改正し、同日より適用する。